

イベント実施マニュアル

# 「Shimanto+Terrace はれのぼ でイベントをしよう！」

「Shimanto+Terrace はれのぼ」は、みんなの空間。  
市民のみなさまが手作りのイベントを持ち寄って  
楽しんでいただけたらと考えております。

令和3年度版 四万十にぎわい商店株式会社 一同

四万十にぎわい商店株式会社

TEL(カフェ n2) 0880-34-9200

FAX(カフェ n2) 0880-34-9201

メールアドレス [nigiwai-shimanto@snow.ocn.ne.jp](mailto:nigiwai-shimanto@snow.ocn.ne.jp)

※ 本マニュアルは、Web サイトでも入手できます。

→ PDF 版(印刷して記入できます)、Word 版(パソコンでご記入できます)

<http://harenoba-shimanto.com>



# 1, 実施場所について

## (1) 実施場所と許可

- 実施エリアは、はれのば施設内公園スペース、テナント 2F エリアおよびカフェです。

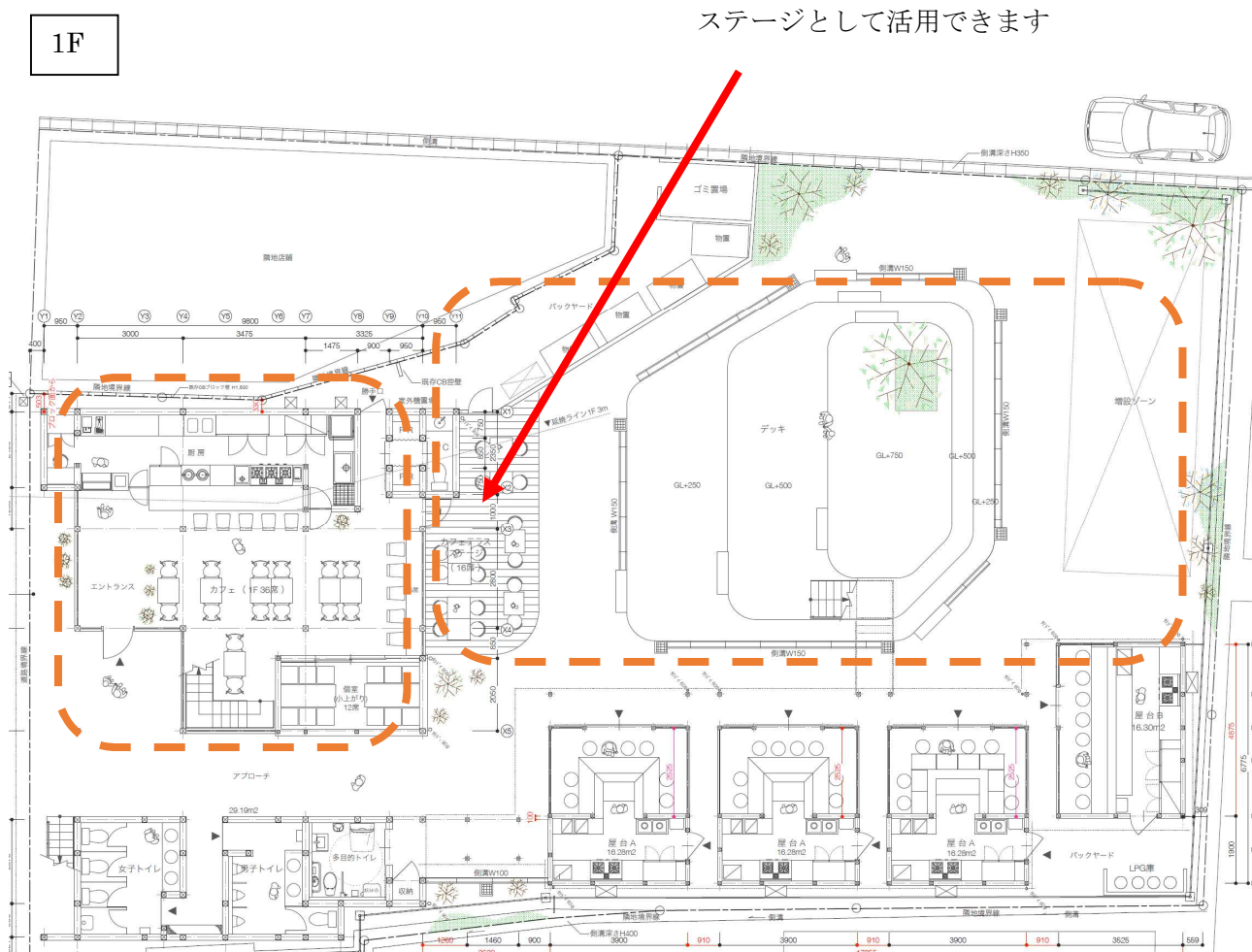
## (2) イベントの内容 (いずれかを選択してください)

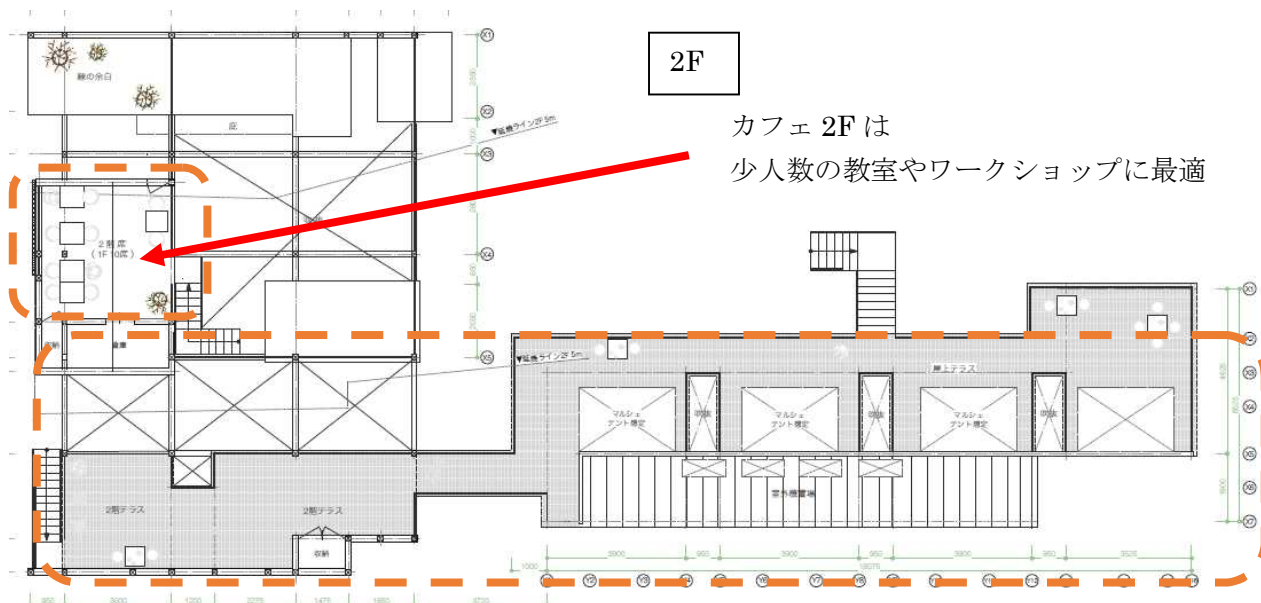
- 公共性または公益性があるイベントです (無償)
- 一般市民が楽しめるものです (無償)
- マニアックだけど誰かを楽しませます (無償)
- 商店街や地元の経済活動の活性化につながる活動です (無償)
- 公益性がありますが、運営費用を賄うために販売を行いません (相談)
- 商用で行ないます (相談)

※カフェを使用する場合は有償となる場合がありますのでお問い合わせください

- いずれも政治・宗教・差別目的、または公序良俗に反する内容のご使用はできません。
- PAを使用するコンサートは原則としてできません (アコースティック楽器のみは応談)。
- イベントのうち拡声器やマイクを必要とする場合で大音量にならない場合も応談。

[はれのば平面図]





## 2. アーケード内も使用する場合、天神橋商店街振興組合にご相談ください。

以下の許可が必要な場合があります、時間がかかる可能性があります。

- アーケード内を使用もしくはアーケード内に物件や広告を設置する場合は、許可が必要です。
  - 「道路使用許可申請書」(警察署)
  - 「道路占有許可申請書」(市)
- ※ 道路区域内には商品を陳列できません。

### 占有の留意事項

- 警察署長と協議を行います。
- 消防車、救急車、清掃車、搬入車等の通行の支障になりません。
- 通行者の支障とならないよう交通整理油動員を配置して、交通整理や危険防止措置を取ります。
- 夜間はイベントで使用する道具などを倉庫に収納するなど通行の支障とならないようにします。
- 路上に占有した物件は、交通弱者に配慮して歩行空間を確保するように配置し、緊急時にはただちに撤去します。
- 火器類の使用については安全管理を徹底します。
  - 使う場合は、具体的な対策として( )
- イベントが終了したら、責任を持って清掃等を行い、元の状態に戻します。
- イベントを実施するときは、管理責任者を選任します。→ 管理責任者( )
- 管理責任者は、次の義務を負います。
  - 実態を管理し、責任を負います。
  - 道路占有許可証、道路使用許可証をいつも携帯し、四万十市または中村警察署長の指示に従います。
  - 苦情、事故が発生した場合は責任を持って対処するとともに、すみやかに四万十市に報告します。

内容についてわかりにくいところや疑問点がありましたら、  
「四万十にぎわい商店(株)事務局までご相談ください。

## 2, イベント企画書

イベント名	
開催日時	令和 年 月 日 準備 時 分 ~ 時 分頃 実施 時 分 ~ 時 分頃 撤収 時 分頃まで
主催者	
イベント内容	
安全への配慮	
主な使用機材、設置物など	
対象としている参加者 (来て欲しい人)	
実行メンバーの人数	
実施責任者	
お問い合わせ先	
当日連絡先(携帯電話)	

※アーケードを併用する場合は、別途、道路使用許可申請書(警察署)、道路占有許可申請書(市)の提出が必要になります。